

柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会（平成26年度第2回） 会議録

日時：平成27年3月13日（金）  
午後3時00分～午後5時00分  
場所：柴田町役場 特別会議室（2階）

○委嘱状交付式

- ・第1回審議会を欠席した松川委員に対し、委嘱状を交付。任期は、平成30年3月31日まで。

○諮問書の伝達

- ・遠藤会長に対し、審議会へ対する諮問書を伝達。

○第2回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会

<出席者>

遠藤会長、佐藤委員、澤田委員、松川委員、志子田委員、米竹委員、村山委員  
（森副会長、中嶋委員欠席）

<事務局>

平間まちづくり政策課長、藤原課長補佐、小林主任主査、岡山主事

<傍聴者>

4人

1. 開 会

小林主任主査：平成26年度第2回柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会を開催いたします。

本日は、森副会長、中嶋委員から事情があり止むを得ず欠席させていただくとの連絡が入っております。現在、委員7名の出席をいただいておりますので、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例審議会条例第7条第2項の規定により、この会は成立しております。

それでは、遠藤会長からごあいさつをお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

遠藤会長： 本日が第2回目の審議会となります。よろしくお願いたします。ただ今、町長から諮問を受けました。「柴田町住民自治によるまちづくり基本条例に基づくまちづくりの状況について」ということで、これをテーマとしまして今後審議を進めて参りたいと思います。

冒頭にあたりまして、先の東日本大震災の発生から4年を迎えたところでございますので、皆さんも考えさせられるものが多かったと思います。ただはっきり言えることは、全国的には記憶が段々薄れてきている一方で、復興は色んな形で問題を抱えております。しかし、公助、つまり国あるいは公的団体の助成、共助、ボランティアなどによる支援が薄れてきている中で、復興をいかにきちんと住民のものにしていくかということが、大きく問われているのではないかと思います。

そうすると、自助というのが重要になります。すなわち身の丈に合ったまちづくり、地域づくりをきちんとやっているかどうかということが問われているのではないかと思います。それは、この柴田町についても言えることではないかと思います。

先ほど、松川委員からのあいさつで、東日本大震災で被災されて柴田町に移り住み、そしてこの審議会の委員となり、柴田町のまちづくりに参加されていくということは大変意義のあることだと思います。そういった自らの手で身の丈に合ったまちづくりをどうやっていくかということを、皆様と共有しながら今後議論を深めていけたらと思っております。

冒頭にあたりまして、これであいさつとさせていただきます。

## 3. 会議録署名員の指名

小林主任主査： 会議録署名員の指名は、前回の第1回審議会で皆様にご了承いただいた、名簿順にお願いをしていくということで、前回は佐藤委員と澤田委員に会議録署名員をお願いしました。今回はお隣の松川委員と志子田委員のお二人に会議録署名員をお願いしたいと考えております。会長お願いします。

## 4. 議 事

遠藤会長： では、議事に入りたいと思います。なお、議事に入る前に先ほど委員の発言の際に傍聴の方から聞き取りにくいというご発言がございました。発言についてはなるべく明瞭にお願いしたいと思います。他方、傍聴の方々には大変恐縮ではございますが、その辺は我々も配慮してまいりますので、議事の公平さを確保するという意味におきましても、ご発言は控えていただきますようご理解を賜りたいと思います。

では、行政運営の住民参加について、審議会などの住民公募制度について資料が事務局から用意されておりますので、まずその資料についてご説明をお願いいたします。

小林主任主査： 本日皆様にお配りした資料が三種類ございます。前回の審議会の際に、次回の審議会では行政運営、特に審議会等への住民の参加の促進・あり方を事務局のほうからご検討いただきたいということでお話をしていたものでございます。

まず大きく分けますと資料1は柴田町における審議会等の種類、その構成について資料をまとめたものでございます。前段に参加についての基本条例の考え方等が載っております。それはまた後ほど説明いたします。次に資料2はA3判になっております。柴田町について、これから審議会等への参加などについてご検討いただくので、他自治体での事例を4つほどあげさせていただきました。これも参考にさせていただくものでございますので、後ほど説明いたします。資料3は柴田町の現状と他自治体の事例を見つつ、現状がどうなっていてどういう方向性を見出していけばいいのかという点で、議論をしていただく論点をまとめたものでございます。議論としましては資料1、2を参考にしながら、資料3の論点にある現状、課題についてご議論いただくという流れを考えておりました。

それでは資料1の説明をさせていただきます。柴田町における審議会等の種類、構成等についてです。まず今回行政運営への参加、特に審議会に焦点を絞った話ですが、参加についてのまちづくり基本条例での基本的な考え方を踏まえて議論に進みたいと考えておりました。

1.「参加」についての基本条例における考え方の確認、これは基本条例の前文となっております。前段は柴田町の説明、紹介ということもあるので、中段から読ませていただきます。「私たちのまち柴田町は、蔵王連峰を遥かに仰ぎ、豊かな水をたたえた阿武隈川と白石川が流れる美しい自然が息づいた地です。船岡城址公園の桜と白石川堤の一目千本桜が春を迎える私たちに至福の時を、槻木耕土を始めとする肥沃な耕地が秋の豊かな実りを与えてくれます。郷土を愛しはぐくむ活動は、古から絶え間なく続き、人の縁、地域の絆となって受け継がれ、人々の暮らしを支えてきました。

恵まれた自然環境、築かれてきた文化や伝統、培われてきた絆を次代に継承し、みんなが誇りの持てる住みよいまちにしていくためには、様々な課題に対して人と人が結びつき、助け合いによって、防犯・防災を始め、保健、環境、福祉、教育、産業、文化やスポーツなどの活動の輪を幾重にも広げていくことが必要です。

私たちは、誰もがお互いを尊重し、多様な価値観を認め合うこと、まちづくりの主体である住民が、自らの役割を自覚し、住民の力、地域の力、自治の力こそがまちの宝であると理解し合うこと、住民一人一人の思いと行動をまちづくりに生かすことができれば、日本一住みよいまちになると信じます。

住民が主体となった参加と協働によるまちづくりの実現を目指し、未来に向かって持続、発展するようとの願いを込めて、ここに柴田町住民自治によるまちづくり基本条例を制定します。」というのが前文です。

本文に入りまして、第5条（まちづくりの基本）は、まちづくり基本条例につき

まして、まちづくりを進める基本中の基本で、情報共有に支えられ参加及び協働により進めることを基本とします。

第7条（参加によるまちづくり）に、担い手はと書かれているのですが、この担い手とは、住民の皆さん、地域コミュニティ、事業者、行政、議会そういうものも含めてまちづくりを行っていくそれぞれの担い手というように捉えていただければと思います。「まちづくりの参加の輪を広げるため、誰もが自由に参加できる環境づくりに努めるものとします。」とあります。こういう基本的なことが基本条例で規定されている事を、まず前段で押さえていただきたいと思います。

2ページ目の条文のポイントに進みます。住民自治によるまちづくり基本条例では、住民自治の主役である住民が自らの役割を自覚し「まちづくり」に取り組めるよう、町は住民の意思を「まちづくり」に反映できる仕組みを充実させるとともに、これまで以上に「まちづくり」における住民の参加の推進に努めることとしています。参加の促進が担い手間の信頼を深め、協働による「まちづくり」を加速させ、町が未来へ持続的に発展するための基盤となるという考え方に基づいています。

まちづくりへの参加というと、色々な形態がみなさんの身近な事例からたくさんあると思います。地域においても区会ですとか町内会などへの参加で色々な会議ですとか、事業を実施していく方や、ボランティア活動されている方もいらっしゃると思います。色々な住民活動団体で町を盛り上げていただいている方もいらっしゃると思います。事業所においても様々な場面で清掃や、ボランティア活動、会社の生業だけではなく、地域に貢献するというのは普通のことのようにだんだん広がってきているのではないかと思います。様々なまちづくり活動への協賛、協力なども多く見受けられています。

行政運営におきましては、例示が少ないですけど各種説明会、懇談会へ住民の方に参加していただくとか、パブリックコメントとか町長へのメッセージや意見を表明することでの参加、この審議会もそうですが審議会の公募委員への応募、公営ワークショップなど様々な場面で色々な事業ごとに住民の皆様に参加していただいています。

まちづくりですと、しばた100選という事業も住民の方々の参加をいただいていると行われています。このように、様々な場面で「参加」ということが行われているのですが、今日は特に行政運営、その中でも審議会等への参加ということがどうなっているかということを見ていきたいと思えます。

続いて3ページ目にはあります。3ページ目の2. 町の審議会等についてというところを見てください。ここで審議会というものを改めて確認させていただきます。

今日行政運営でいうと審議会等というのは大きく分けて二つの意味合いがあります。狭義では法令・条例に基づき設置される会議、協議会、審議会など地方自治法第138条の4第3項、第202条による執行機関の附属機関などを指し、非常に狭い意味になっています。広義では有識者や住民からの意見を聞くための要綱等を根拠に設置される検討会、ワーキンググループ、ワークショップ等いわゆる町長の私的諮問機関というように一般的にいわれることもあります。そういうものを含めると広い意味での審議会等ということになります。

今回は、条例・法令に基づき設置されている狭い意味での協議会等というのを基本的にどのように考えるかというのを議論していただいて、広義の方はそれに準じて考えていただくとしていますので、資料1については狭いほうの意味での条例・法令に基づいて設置されている審議会、会議等について資料を出させていただきます。

次に3. 行政運営の透明化・参加の促進に関する基本条例での規定です。こちらはまちづくり基本条例の方の規定から持ってきております。行政運営の透明化ということで第25条ですが、行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるために次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。(1)～(3)は今回の内容とは関係ないので略させていただきました。第4項の審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの(以下審議会等といいます)の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当ではないと認められるときは、この限りではありません。このように規定されています。

同じく第26条行政運営への参加の促進、行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。(1)、(2)は略で(3)審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないとき、この限りではありません。第2項で行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。ということが基本条例で審議会関係に関して規定されているというところでございます。

そして、4ページにはあります。3. 柴田町における審議会等の種類、委員区分、公募状況及び公開状況等で、先ほど説明しました法令・条例に基づき設置されている狭義の審議会等という狭い範囲ですが、こちらは法令・条例を根拠にしておりますので、毎年数が変動するというものではなくて長いスパンである審議会でございます。長いものは何十年とある審議会もございますし、今後できてくる審議会もあると思います。まちづくり基本条例審議会は新しい審議会でございます。まちづくり審議会の後にもいくつか新しい審議会ができています。

まず大きく二つの区分に分かれます。一つは法令を根拠に設置するものということで、それぞれ法律ができていて市町村ごとに会議、審議会を設置することと決まっているもの。これが四つ町で作ることになっている協議会等ということになっています。これも町の附属機関ということで位置づけられているものでございます。

ちなみにこちらの法令によるものは、基本的に委員にこういう人を選任してくださいというように、法律で指定しているケースがほとんどでございます。なので、公募住民参加というものがなかなか難しいという実情でございます。

5ページの中ほどに条例を根拠に設置するものが載っております。こちらがメインとなるもので17個ございます。柴田町独自ではないですが、他の自治体にもあるものや関連する法律があつて設置されているものなども含まれるので、全部の自治体に共通するものもあります。こちらの状況ですが、一つ一つ事例を挙げますと時間もかかるのですが代表的なところを挙げますと、5番目の柴田町特別職

給料等審議会から7番目の個人情報保護審査会は個人情報を取り扱うものなので非公開としています。8番目の水防協議会は諮問事項発生時に設置されます。9番目にまちづくり基本条例審議会、当審議会でございます。5人以内で公募をしており、会議も公開しています。総合計画審議会は委員の人数が20人以内と多く、各委員会の方等と決まっている中で、4人以内で公募を募って公開されています。11番目の柴田町安全対策会議は諮問事項発生時に設置ということで、今は設置していないものです。

7ページ目にいきます。柴田町男女共同参画推進会議は委員が10人以内で、公募しております。公募委員の定数は定めてなく、会議は公開されています。13番から17番までは特に公募はしていません。議事は公開しています。8ページ目の障害児就学指導審議会は内容が個人に関することなので、住民公募や公開はしていません。社会教育委員と文化財保護委員会は委員の公募はしてなく、議事の公開はしております。スポーツ推進審議会は公募をしていますが定数はありません。議事の公開はしております。これが21ある町の法令・条例に基づく審議会の住民公募・公開の状況ということで一覧になっております。

下の※印に「審議会等を公開としているものであっても、個人情報に関するものや利害関係に関するものなど、審議する内容により非公開とする場合がある。」とあります。まちづくり審議会も審議会の会議の規定では場合によっては非公開とすると規定されています。この審議会で個人の情報を取り扱うということは考えられないとは思いますが、可能性としてあり得るので入れております。

この資料を見ていただいて皆さんが思ったことは、おそらく公募枠が少ないということだと思います。私が担当をしているのですが公募枠は少なく、中々進まない状況になっています。

4番目は平成26年度における審議会等の住民公募状況です。このまちづくり基本条例審議会も公募しました。まちづくり審議会は5名募集のところ6名応募で4名採用ということになったのですが、総合計画審議会と男女共同参画推進会議は公募をしても応募者があまりきていません。住民公募をしても手を挙げられる住民の方が少ない状況になっております。

まず、資料1について一通り説明いたしました。

遠藤会長 : ありがとうございます。

今回諮問いただきましたのは、基本条例に基づいたまちづくりの状況を点検していくということで、その中において今日は柱として行政運営に住民がいかに積極的に参加していくか、それによって実行あるまちづくりがどのように推進されているのか、あるいは改善するにはどうするのか、そういう視点からの論議をするのかと私は推測させていただきました。

それに関連いたしまして、審議会は住民の意見を開襟していく場でもあるということで、審議会の種類・構成、委員会の公募・公開の有無の状況について説明があったと思います。この点について、まずご質問や確認したいこと何かありますでしょうか。

米竹委員お願いします。

米竹委員 : 3ページの3番に行政運営の透明化・参加の促進に関する規定とありまして、(4)を見ると、「公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。」とあります。公開ということを考える日々でして、こういう会議に出て何人かの方が聞いてらっしゃって感じるものがありまして、公開の理念は何なのかと思いました。ここには透明化・参加の促進とありますので、これがそうなのかと思いました。

また、他の審議会にどれぐらいの方が傍聴に来たのかが気になりました。傍聴した人数を上半期などの期間等を設けて記載するなど、行政の公開の姿勢に対する市民の応答がどうだったのかを知りたいと思いました。表の中の備考の欄に特に何も書いてなかったので、疑問に思いました。この二つについて説明をお願いいたします。

小林主任主査 : まず公開についての理念ですが、情報公開ということで皆さんに今の町の状況、行政の状況について関心を持っていただくために公開しております。そして、参加の促進とありますが、何もわからないままでは参加が進まないの、1ページ目の第5条まちづくりの基本で「まちづくりは情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。」とあります。情報共有についても昨年の審議会でも様々な議論がありまして非常に難しい問題ということはわかりましたが、それが前提になるということで、公開できるものは公開するのが前提になっているのが公開の考え方の一つになっております。

それで、米竹委員から指摘があった傍聴者の状況については、一言で言うとほとんどないということが申し上げます。このまちづくり基本条例審議会は前回7名の傍聴者をいただいたのですが、第一期審議会は合計21回実施しましたが、傍聴者が合計で2名という状況です。今回の審議会は4名の傍聴者が来ていただいております。前回は7名ですので、このまちづくり基本条例審議会は多くの傍聴者の方に来ていただいております。

他に総合計画審議会でも傍聴者の方が何名かいらっしやっていました。他の二十数回の審議会には傍聴者の方がほとんど来ていません。総合計画審議会は延べ10名程の傍聴者がいらっしやいました。

遠藤会長 : ありがとうございます。要するに、行政情報の公開自体が市民の関心を高める、高まった結果、参加のベースになるのではないかという形で成立されている。しかし、残念ながら審議会が公開されていますけれども、傍聴の状況はかなり低いという現実であるということですね。

米竹委員 : そうしますと、傍聴者の状況は今聞いたからわかったわけですので、何らかの形で教えていただけるといいのではないかと思います。

遠藤会長 : そこは、折角ですから米竹委員の要請にこたえる形で議事録を残す際には傍聴の状況を書いてください。

小林主任主査： はい、承知致しました。

遠藤会長： こういう方法で、なぜ傍聴が少ないのかというのを町民の方に考えて頂く一つのデータになるということですね。

米竹委員： はい、そうです。町の状況・情報を知ることが、まず参加の第一歩だというふうにおっしゃったのですが、第二歩・第三歩というのも思い描いてらっしゃるのですか。

遠藤会長： どうでしょうか。

藤原課長補佐： もちろん第二歩、第三歩となっていくためには、入り口が一番大切かと思うので、情報を提供していく説明責任という意味も含んでいると思いますけど、二歩目、三歩目にあたっては住民の皆さんが参加することによって、やってよかったなという気持ちを持つことで、また次に繋がっていくというような形になっていくと思います。そういうやり方を我々も留意していかなくてはならないという点で二歩目、三歩目も期待しているということでもあります。

遠藤会長： 前回の審議会ですらそういう議論があった際に、行政区ごとの色々な参加率はすごく低いですが、東西対抗の歌合戦をやったときの町民の方の参加率は非常に高かったとありました。

藤原補佐が言ったように参加したという実感が持てるような手法、働きかけというものがあるのではないかと思います。そういうこともこの審議会の中で住民参加のあり方についても議論していけるようになればいいと米竹議員のご質問に関連して私は感じた次第です。

他の議員の中で何か質問がある方。はい、村山委員。

村山委員： 公募制度に関して住民の皆様に参加していただく上で、今回話し合いになったと思いますが、公募制度そのものに関して今現在募集の人数そのものも、平成26年度は10名、スポーツ推進審議会でも公募が行われてもプラス10名と、約20名の方ということ。さらに期間も3年であるということですが、これから公募の人数は増えていくのでしょうか、それとも公募人数は増えないけれども皆様にもっと関心を持っていただくのが目的、あるいはそういうきっかけづくりにしてもらいたいということで、今回公募制度に関してどのようにしたら参加が増えるのか、どういう意図でこのことがなされたのか、それと公募制度の募集人数は増えていくのかという二点をお聞きしたいです。

小林主任主査： 本日の資料2で他自治体の事例ということで、例えばなんですけど埼玉県川口市ですとか岐阜県の岐阜市においては、審議会等の住民委員については公募の割合を一定の割合に決めてしまうように共通ルールを決めてしまうというやり方をしてい



ます。もちろん、それが柴田町にあっているかどうかについては議論していただく点になるのですが、そういうやり方があるということも踏まえて、柴田町もそういう手法を導入して公募の割合を可能なものは増やしていく余地はないか、住民参加を促進させる、公募枠をどんどん増やすということがまず一点です。

もう一つは、今日の議題にもなっていますが、たとえ公募枠を増やしたとして、皆様が手を挙げていただけるのかということ。公募枠を増やしても応募者が少ないとか、そういう状況がもし考えられるとすれば、もっと違うアイデアはないかということで、資料2にあります埼玉県朝霞市とか東京都三鷹市では公募という形で住民の方からの応募を待つという方法もとり得るらしいのですが、基本は自治体側から無作為で住民の方に登録制をとって、登録された方で同意していただいた方に審議会の公募枠に入らせていただくというようなやり方をしているところもありまして、本日そういう例を見ながら人口規模の違いや、今までの歴史や流れも違いますので一概に良い所だけを取るとということにもいかないと思うのですが、そういうところを議論していただきたいなと思っていました。

村山委員： 私の質問の意図は手法の話ではなくて、柴田町としては今現在では10名、増えるとしても20名という資料をいただいておりますが、今後これを増やしたいと思っているのかという意図があつてこの議論になっているのでしょうかということです。

藤原課長補佐： 審議会が色々ございますけども、そこで公募枠、つまり住民が参加したいと思っている場合でもそれが保障されていないケースがあります。こういった審議会に私は参加したいのですが、公募枠がないから制度上参加できないというような現状です。

結局、参加する機会の保障とか住民の皆様の知恵や行動力とかそういうものを活かしてともに作っていきたいという思いが裏にありまして、公募枠というのを皆さんの参加したい、という思いを捉えて、参加できるようにすればいいのではないかという意図があります。

今回まだ公募枠を設けていないとか、あるいは公開されていないとか、そういったものに対して、もう少し積極的に制度を作っていけばいいのではないかということについて議論いただいて、そのやり方も先ほど小林の方からありました無作為抽出などの手法は色々あると思いますが、そのあり方もご検討いただきたいと思っていたところでした。

遠藤会長： ありがとうございます。要するに公募の枠を広げるかどうかについて審議会から色々意見をいただきたい、その際にいろいろな制約条件についても検討いただきたいということです。外にご意見ある方いらっしゃいますか。はい、松川委員。

松川委員： 村山委員と関連性もありますが、特に4番で平成26年度における審議会等の住民公募状況と三件載っておりますが、冒頭の話で事務局の方からなかなか応募数が少ないという話がありましたけれど、柴田町だけではなくて石巻でも募集しても応募者が

いないという状況でした。

それで、この資料を見ますと応募制度が何件かあります。今把握している段階でいですが、4番に載っている三つの他に募集・応募の数を把握していれば教えてください。

小林主任主査：平成26年度に関してはこの三つのみとなります。

松川委員：来年度の予定はありますか。

小林主任主査：来年度に関して募集はありません。

遠藤会長：松川委員よろしいですか。

松川委員：はい。

遠藤会長：他に質問ないし意見がございますか。  
はい、佐藤委員。

佐藤委員：議論に入っただけだと思います。

遠藤会長：ではこのデータをベースに、何を議論するかということですが、先ほど村山委員から今後の審議会の公募の広がりやをどういう形で追及していき、それを実体化していき、それをいかに真の意味での住民参加を実現していくかということ、ここで議論していきたいとありましたけれど、他に何か追加したいところはありますか。

村山委員：先ほど藤原さんからの説明の中でヒントをいただいたと思うのですが、町としても町の人に審議会を通して関わってもらおうと、やはりそこに応募していただければ広げていけないというのを感じました。先ほど会長からもありましたが、楽しく双方が盛り上げていこうというきっかけとしての審議会に参加できるための小林さんから頂いた資料に基づいた、たくさんの方を登録制にしていく中できっかけづくりになるのではないかという提案は大変参考になりました。その件に関しては町内会をやっていく上でも、PTAの役員をする上でも、アンケートを取ってやりたい人たちを募ったり、いつできるかのアンケートをとったりしてスムーズに運んだ経験からも大変参考になりましたので、中身を詳しく皆さんで議論していきたいと思います。

実はこの資料を2、3日前に頂きまして、中身について埼玉県朝霞市や東京都三鷹市がどれくらいの人口に対して1000名なのかということ調べてみました。2015年2月で、朝霞市では約13万人でそれに対しての1000名だと約0.77%ぐらいです。そして三鷹市では18万8千人に対しての1000名で約0.55%です。これだけの資料の中で見るとこれぐらいの割合で、もし柴田町で同じ中身でやる

とすると3万9千人にたいして約200名の方に関わっていただくという意図があるのかというように私としては思いました。

これからも中身を質問させていただきながら、詰めていったとしたら楽しく、面白く違った形のものが見えてくるかもしれないと思って今日この会議に臨ませていただきました。以上です。

遠藤会長：今の村山委員の問題提起に対して何か関連したもの、別の視点のコメントないし意見ございませんか。

はい、澤田委員。

澤田委員：コミュニティの共同体としての隣近所などは、先天的に地域の中に存在するものですが、パブリックなものになりますと民衆全体ということなので、なかなか出てこないで、学習して身につけるものだと思います。そういう意味では地域活動というのが、まちづくりのなかでは非常に重要な位置づけになってくると思います。

今、地域活性化検討委員会というものを作り、行政区で様々な活動を行っています。それが基盤になり、やがて全体的な中に出て行ってみようという精神が出てくると思います。だから、まずは小さな地域の中での活動が必要だと思います。急にパブリックといわれても意識が出てこないで、まずは身近なもので色々なことを行って、一段階上のものに参加してみようと思うのではないかと思います。

遠藤会長：志子田委員、今のコミュニティベースとパブリックベースの違いについてどう思いますか。

志子田委員：一番は従来からの生活環境というのが根付いている地区と、新しくできた町というのでは、先ほど村山委員が言っていたように朝霞市や三鷹市は、今から40年前であればおそらく柴田町とほとんど差がないような地域でした。私も40数年前にはじめて関東に就職した時に、朝霞市によってみましたが、その当時の町並みは船岡と変わりありませんでした。三鷹市もそこまで発展していなかったが、高度経済成長期に住宅地がどんどん増えて、今の地方自治体でも起こっているような住民同士のつながりがなくなり、町の行政サービスに対するクレームが多かったと思います。その中に自分たちでやれるものということで、この資料に載っているようなものができたのだと思います。

おそらくそれ以前であれば、柴田町でもそうですが住宅地のあるところでは、都市部と同じような形で進められると思います。ところが私の住んでいる槻木地区は10区あるのですが、そのうち4区ぐらいは町の中です。それ以外のところは非常に繋がりもあり、町に対しての関心もあります。

私はたまたま槻木駅で冬にやっているメタセコイアの実行委員をやっているのですが、各地区の区長さんにいろいろお願いして回っています。20人くらいいる区長さんの中で、槻木の中の区長さんたちはあまり関心を示さないけれど、他のところは様々な意見がでます。それと同様に町の中の人たちも関心を示していただければ、もっと公

募・公開というのもあると思います。

前回までのところでもパブリックコメントの件で何人ほどの応募があるか聞いたら、せいぜい一人か二人ですという声が非常に多いです。町の方から情報は発信しているが、受信する側にもそういう感覚がないという問題があります。関心がないというよりも、自分の家の経済活動に精一杯になってしまっている。それで、困った時にだけ行政に頼っているが、喉元をすぎると忘れてしまうというのが多いのではないかと思います。

私自身も50歳過ぎてからこちらに戻ってきたのですが、当時の町は財政状況が大変でした。ただ、行政は潰れないというイメージが当時はまだあったので、住民は要望するだけでした。公募が行われた際に応募する人は、自分が町のためになにかできるのではないかと意識が芽生えなければ増えないと思います。だから、そのために澤田委員が言ったような地域の中の小さい活動から始めないと社会全体までは広がらないと思うので、私は地域の方で活動しているというのが実情です。

また、事例にあるように抽選など行うのであれば、基本条例の際に公募はしていましたが、ほとんど区から推薦で人数が集まっている状況でしたので、地域の中で動ける人を地域の中で探してもらって、それぞれの会議にふさわしい人を選べればいいのではないかと思います。実際、今年度に槻木地域のまちづくり研究会というのを行いまして、その際も公募しました。しかし、実際に応募したのは1名のみでした。あとは、各地区からの推薦やこちらから働きかけて成り立ったのが実情です。槻木地区限定でも公募の実情はこのようなものです。町で行ったら0名になっても不思議ではないと実感しております。

遠藤会長： 論点を整理させていただきます。

松川委員から住民が実効ある形で行政参加していくという一つの主張として公募枠の拡大という方法があるという話をいただきました。それに対して澤田委員からコミュニティ活動と町の公的な活動の溝をどう埋めるべきかという問題提起がありました。それに対して、志子田委員からは同じコミュニティといってもコミュニティの結合度が緩い新しい町と結合度が高い集落に違いがあるということ踏まえないといけない。また、家庭の中の忙しさと公的な要請による住民参加の相関関係を常に見ておかななくてはならないという問題も提起されました。

いずれにしても、一番重要なのは家庭、次に地域、そして社会への参加というプロセスを歩むというようなことを念頭に置かなくてはならないという提起がありました。

以上が大きな議論でした。この問題は、こういう議論を踏まえて資料3で審議会への住民参加の方法を議論することになりますので、そのときにこの議論をするということにしまして資料2・3の追加説明を先にお願ひします。

小林主任主査： それでは資料2と3の要点を説明させていただきます。資料2は他自治体における委員公募の事例です。川口市、岐阜市と政令市や県庁所在地で規模が違うので単純には言いませんが、こういう公募基準や公募統一基準を設けている自治体は、この二つに限らず全国で見られる事例でございます。

川口市、岐阜市ともに公募するにあたって、市である一定の基準を設けて審議会ごとに決めるのではなく、ある程度統一基準で決めるといったものです。応募資格はそれぞれです。選任方法、基準が公募枠を広げることで非常に厳しくなっております。今は申込書の内容や面接で選考を行っています。例えば、川口市においては抽選も入れています。審査するか、抽選するかは各課が選択できます。公募委員の割合は原則として1割、2割程度の公募枠を設定するように努めてくださいとなっておりますが、審議会によっては専門性が求められる場合は多くの公募委員を入れるというのがなじまない場合もありますので、努めるとなっていて各所管課に任せるとなっております。公募の例外は今申し上げたことなどが載っております。あと岐阜市では男女比率が同数となるように努めるということになっております。

下の二つは公募をしても応募数が少ないときの参考として最近出てきた方法になります。無作為抽出で住民の方を選び、住民委員の登録に関する同意書を送って、希望する分野を選んでいただくものです。朝霞市では、出席可能な時間帯も選んでいただく。三鷹市では、審議会は基本的に夜に行なっております。確認したところによりますと、朝霞市では1000名に対して60名弱が登録しているとのことです。三鷹市では1000名に対して100名弱が登録しているとのことです。ただ、備考に関係しますが人口13万人いる朝霞市で審議会も色々あると思いますが、10個ほどの審議会に公募委員が入っていただいているようなのですが、どうしても時間帯が合わないとか人数が確保できないという理由で別に公募を追加で行っていることもあります。要するに、登録された公募委員だけでは賄えないという状況です。三鷹市に確認したところ公募委員だけで十分足りているということでした。これが資料2のポイントです。

次に資料3に移ります。柴田町における審議会等への住民参加のあり方についてです。大きく分けて公開関係の傍聴促進についてと、公募関係で住民の方が審議会の委員として参加していくことの促進という2つになります。

先ほど説明させていただいた中で、公開している審議会が多いのに傍聴者の数が少なく、それは周知が悪いのではないかという話もありますが、そこをどのように関心を持っていただくかという点です。

あと、皆さん違和感を持たれるかもしれませんが、傍聴用の資料は閲覧を原則としています。まちづくり審議会は始まった当初から無料配布していましたが、他の審議会は傍聴用ということで配布はしていませんでした。資料配布について皆さんの率直な意見をお伺いしたいと思っております。例えば、まちづくり審議会の場合はあまり膨大な資料がある場合はほとんどありませんが、膨大になる場合もあるのでそういう観点もご意見いただければと思います。公開は前提なので、傍聴の促進をどう進めればいいのかという観点になります。

公募関係が先ほど村山委員から手法が色々とりうるということで、3点ほど大きな項目で分けさせていただきました。住民公募の現状整理ということで、応募する住民が少ない、再任の公募委員が多いなど挙げております。先ほど委員の方からも住民の関心を高める方法について何点か出ていたと思います。登録制の採用の可能性についてなど挙げております。

登録制に関してはメリット・デメリットをまとめております。例えばデメリットとして抽出から漏れた住民は公募できないのか、関心を持たなくなるか、登録者をさらに選考することは難しいのではないかなどです。先ほど三鷹市の例で言い漏れました。メリットとして、登録した方は今まで行政運営等に関わったことがなかったが、関心はあり登録してみても実際に関わってみたら、より関心が高まったという方がいらっしゃったということで、そういう意味では裾野が広がるのではと思っております。

項目の2番目公募の手法、基準として、現在審議会等ごとの一般公募をしており応募選考基準も審議会ごとに設定しております。これについて統一基準を設定する必要性や応募資格について皆様の意見をお聞きしたいと思っております。

最後に公募の促進ということで、公募枠の設定が進まないのも、一定割合を公募住民にするかなどについて意見を伺いたいと思っております。あと、何か関連するもので議論の必要があればお伺いしたいと思っております。

遠藤会長：ありがとうございます。では、まず資料2につきまして質問・コメントございますか。

はい、佐藤委員。

佐藤委員：こういう情報は、インターネットで調べたのか、電話で聞いたのか、実際に行ったのか、具体的にどのように集めたのでしょうか。

小林主任主査：全国に色々な事例があり、インターネットも整備されている状況ですので、インターネットを通して情報収集をしました。あとは、議会で取り上げられたり、セミナーで取り上げられたりした事例を参考にしました。ただ、上の二つの公募基準というのは基準の話なのでデータを見ればわかりやすかったのですが、下の二つの朝霞市と三鷹市の場合は運用も出てくるので、直接担当者の方に確認をしました。

遠藤会長：他にございませんか。どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員：今日1時間2時間で決まるような話ではないような気がしますが、今後どうするかという制度の中身までたたき台を作ろうとしているのか、我々があるところまで意見を言えばいいのか、この会議の終着点はどこにしているものなのでしょうか。

遠藤会長：具体例として資料3の方に入りますが、その点に関してどうでしょうか。審議会としての権限に関連してくると思いますが。

藤原課長補佐：今回の審議会への行政運営への住民参加というものの、できれば制度として仕組みを作っていきたいと思っております。今日は確かにすぐに決められる問題ではないと私も思っております。今日こちらの方でご意見の方を頂きます。頂いた意見・議論の中でこちらは次回にこの詳細について、例えばもっと詳しい資料があれば議

論しやすいなどの意見を頂きながら次回に詳細のものを出していければと思っております。

最終的に、こういった制度であれば住民参加がしやすくなるという制度の仕組みを見ていただければと思っておりました。目安としては3回程度で進み方によってはどのぐらいの時間がかかるか分かりませんが、3回程度というように考えておりました。

佐藤委員：今回も含めて3回ということですね。

藤原課長補佐：そういうことです。

遠藤会長：この資料3以外の色々なアイデアもあれば、それについても考えていき、その議論というのは今後2回会合を行い、方向性を論議していきたいと思えます。

佐藤委員：では、意見を言えばいいですか。

藤原課長補佐：そうしていただけると助かります。

佐藤委員：難しいので、一応まとめてみたのですが5分くらいかかるかもしれません。

私の意見としては、行政だとか町の政治というものは先ほどこちらから出たように、実際に我々が生活している中にかかわることで道路を直すとか、地震対策するとか、そういうことがほとんどだしそれが本質だろうと私は思うし、いわゆる町政というのはそういうことをやられているのだと思えます。

一方こういう審議会に、参加が多いというのも一つの物差しになりますけども、少ないからと言って住民が行政に関心がないとも単純に決められない側面もあるから、ただ住民の方がたくさん来て聞いている状況というのが想像されるとすれば来た方が関心があるのだろうと、非常に難しいことと思えます。

前に町政計画の審議委員をやりましたが、そのときは非常にむなしさを感じました。というのは、まず審議会に決定権がないと言われました。では何のためにやるのかと素朴に思って、乱暴なことを言うとかこういう審議会なんかなくてもいいのではないかと私は思っていました。ただ、私はこの委員に応募して一所懸命に勉強していますから、やっぱり委員になると興味を持つし、悪い所は一つもないから大事なのだろうという気もします。

前回よりも今回すごく大変だと思うのが、中身が非常に難しく、専門性が求められて、とても普通の人に来てやれるものではないと思うくらいに、非常に中身が専門的で難しいと思えます。我々は条例の何条って言われても中身は何も知りませんから、非常に難しい。

それから先ほども話しましたが、他に仕事を持っていると色々な意味で兼務はできないという会社もあります。だから、仕事がない人しか参加ができないとか色々な実際の側面がありまして、時間もないし非常に難しいです。それから、働いていけば他

で働くことはできないという制度もあるし、いわゆる住民が参加する土壌が整っていないという側面もあります。

もう一つは、町の行政というのは選挙で選ばれた議員が基本的には決めるという決定権は議会にあると私は思います。ですから、選挙で選ばれない私たちが、選挙で選ばれた決定権を覆すとなれば、それは逆におかしいと思います。あくまでも、決定権は選挙で選ばれた議会が基本的には議論してやるべきです。

私は決まった後で意見を言うよりも、先ほどありましたように決まるときに参加すると非常に参加意欲もありますし、反映できるのではないかと、いったん決まってから何か意見を言っても覆るものではないし非常に難しい気がしまして、そういう意味で審議会のあり方そのものが、非常にわからないという面もあります。

ただ、冒頭で言われましたように意見を言って反映させるという面もあるでしょうから、それを否定するわけでもありません。こういう場を通して意見が吸収できるという面も私は決して否定しません。ただ、そういう数が少ないからといって、住民が行政に関心がないというわけではなく、単純に判断してはいけないと思います。

皆さん忙しいし、毎日町政について考えて仕事しているわけでもありませんし、だから何かあったときは文句は言うかもしれませんが、色々な関わりの中で住民はあるときは声なき声で済んでいるけども、決してその住民が政治に無関心だとか簡単に決められない側面があると私は思います。

何が言いたいかというと、どのような制度がいいかというのはまたどこかで決めるべきで、他の例が非常に参考になりまして、先ほど言ったようにランダムにある程度の人に意見をもらうというやり方は、私は考えもしなかったので非常に素晴らしい町もあるなと勉強させていただきました。こういう委員に選ばれて参加すると一所懸命勉強しますから、非常にいいことだと思います。以上です。

遠藤会長 : ありがとうございます。一点、審議会は決定権なし、審議会なくても良い、審議会としての機能とは何ぞやという点について行政当局はどうみているのかお答えいただけますか。

ついでに、町民参加は基本的に町会議員を通じて議会を通じてやるということですか。

佐藤委員 : そういうことは選挙で選ばれた議会が決めるのであって、それでいいと私は思いますし、その決定を覆す権限があるというのも私はおかしいと思います。

遠藤会長 : 要するにその決定を覆す権限はないというのをかくにんしたいということですね。そういうところも併せて明確にする意味でお願いします。

藤原課長補佐 : 簡単に申し上げますと、行政の方で計画などの案を作ります。その案を作る段階で審議会の方にこういったことを作るために検討して下さいということでお願いして、出てきた内容について首長としての責任で案にしていきます。そして、議会にかけます。そして議会が決定することになりますので、あくまで我々行政サイドの



方で案を作るために皆さんにお諮りしているというようなイメージで捉えて頂ければ間違いはないと思います。

佐藤委員 : その点は私誤解していました。前の審議会のときは決まった内容をもんでくれと言われて、決まった内容について意見を言った審議会であったものですから、何のための会かと思ってしまいました。

平間課長 : 申し訳ありませんでした、実は審議会の位置づけなのですけど色々町政の政策提案を首長1人ではできないわけです。色々な範囲が広いという中で各団体から意見集約として一つの方向性を見出すために貴重な経験をお持ちの町民の皆さんにお集まりいただいて、その仕組みについての政策を一つにまとめるための提案を頂き、最終的には町長がそれらの意見を頂いたなかで最終的には決定をして議会に町の案として提出して議会で議決を得るところです。今後審議会というのは、町長の政策を作る上での色々な意見を集約する場という位置づけであるという認識を私たち行政はしています。

佐藤委員 : それは一つの審議会だけではなくて色々な側面の審議会をやるということですね。というのは、我々のメンバーをみたって町の各層を代表しているわけではなく、ある意味年齢や組織など偏っています。だから、我々が何か意見を言ったからといって町の代表とはとても思えない人間構成ですから、先ほども言ったように逆に働いている人は参加できる時間が逆になので、仕事をしていない人が集まらざるを得ない側面があります。だから本当に住民代表の審議会とするならそういう審議会じゃないといけないし、非常に難しいと思います。

私は基本的には議員さんが色々な立場で立候補して、その地域で選ばれているのであくまでも議員さんが集約して決めて議会で決まるのでしょがないのではないかなという気持ちはしていました。

澤田委員 : 佐藤さんが指している本当の審議会というのはどういう方を指しているのですか。

佐藤委員 : それは突然言われても答えられないのですが、自分が住んでいる組織とか地域の意見を言うことはできますから、それが一つだと思います。私は町の中の一部ではないですから、色々な会社や団体から集めないとバランス良く意見は集まらない。例えば、農業代表者だけ集まっても町全体ではないし、サラリーマンだけ集まっても街全体ではないし、だから町の人をまんべんなく各階層から集めないといけないのではないかと思います。私はあくまでも個人的に何かお役になればと思って立候補したのであって、とても町全体のことを知っているわけではありません。

澤田委員 : みんなそうですよ。公募というのはだれか特定の階層から特定の人を決めてやったのでは公募にはならないから、今はどうやったら公募人数を増やせるかという議論ですから、そういうことを考えるとここにいる人たちも各階層からは来ています。こう

いう団体から1人、こういう団体から1人という選び方をすると、それは公募にはならなくなってくるから指名制度になってしまうので、そうなるあまり突飛な意見も出てこないだろうし、その人たちが確実に住民の意見を把握しているかという点とまた問題になってきますから、やっぱり公募というやり方は一番いいのではないかと思います。

佐藤委員： 私は公募を否定しているつもりは全くありません。他の町の選び方が非常に参考になりまして、なるほどと勉強になりました。

遠藤会長： 意見ありがとうございました。議論を整理させていただきますと、審議会の役割とはなんぞやという点につきまして町長がプランニング中において、範囲が広いのである特定の分野について意見をお伺いして、プランニングの中にそれを反映させていく、成案を得て議会で決定する。そういうプロセスの一過程に審議会が位置づけられているということが確認されました。

その次に佐藤委員から意見を申す審議会というものが、どういった委員の構成であるとかこういった特定の分野について適正な意見が言えるのかという点で、この審議会の委員構成は適切なのかという問題提起がありました。それについては澤田委員といろいろ意見がありましたが、それには立ち入りません。

要するにこのテーマに関して、我々が町長に対して良い提言をできるように選任された審議会の委員として努力していかなくてはならないということはここで確認させていただきます。

ではまた話を元にもどしまして、審議会等の住民参加のあり方に関して色々事務局の方で整理してくれた項目、現状の課題、論点でございます。この点に関しての意見でもいいですし、先ほど事務局の方からありましたようにこれ以外のアイディアがあればそれも開示願いたいと思います。そういう議論を踏まえて今後2回で色々な具体案を作っていきたいと思いますので、何か意見ございませんでしょうか。

志子田委員どうぞ。

志子田委員： 私は今の町の里山ハイキングコースの案内人のようなことを年に5、6回歩いています。その中に来る人は年齢的には高い人もいれば低い人もいます。その中でよく言われるのが、来るまでの道のりがわからないとかそういうときに町の住民懇談会のお話ししてみたらとアドバイスしています。そうすると、そういうのが知らなかったという人が結構います。毎回30人くらいの人を連れて歩くのですが、そのうち三分の一くらいの方はこういうことに興味を示していません。だから、逆に行事とかお祭りとかのときにPRが必要だと思います。

条例ができる前のときには、条例を住民にいかに周知徹底して教えるかということで、我々はずかしながら人形劇なんかもやって何箇所かで上演したり、各種団体のところで説明会をやったりしてこの条例が出来上がったという経緯があります。そのようにちょっとした集まりでお話しすることによって、1人でも2人でも関心を持つ人が増えると思います。

お知らせ版にも載っていますので、お知らせ版を熟読とまではいかなくとも見てもらえるとある程度公募している状況とか載っています。そういうのはなかなかみんなが見ていない状況です。しかし、お祭りとかで町の幹部職員とかが来れば、その人たちに色々と言うわけです。だったら、今度こういうのに応募してみたらとか行政サイドからも誘い込むような格好でもいいのではないかと思います。意見を普段出さない人たちはそういう機会にしか出しません。だから、そういう人たちをそういうところでキャッチしておいて参加してもらおうというのも考えていかなくてはと思います。

遠藤会長 : 整理させていただきます。今、行政への住民参加という非常に広い課題を議論しております。その中で協議会、審議会への住民公募制度という一つの枠組みの中で議論しております。ただ、今の志子田委員の議論は行政運営への住民参加について単に審議会等への住民参加、その場合の公募制度だけに限定されず、色々な手法があるではないかという提言をされたというように理解してもよろしいでしょうか。

志子田委員 : はい。

遠藤会長 : ありがとうございます。

では、資料3の柴田町における審議会等への住民参加のあり方についてに戻って議論させていただきます。何かこれにとらわれなくても結構でございますけど、これの提起されている項目の現状・課題、問題点、新方向について何か意見がある方ございませんでしょうか。

どうぞ、村山委員。

村山委員 : 先ほど澤田委員から地域の中から意見を集約していくことの大事さ、それと志子田委員から船岡地区、槻木地区のような地域性も考えていかなくてはならないのではないかと、そして提案された公募制度の中で無作為で選んだ方に打診してきっかけ作りをするという、その三つの方法がうまくなっていくと先ほど佐藤委員もおっしゃったように、色々な方に発信していくので、制度のあり方について具体的に意見を出していく糸口が見えるのかと思いました。

私の個人的な経験を述べさせていただきますと、子供たちを育てる上でのPTAの役員ですとか育成会、町内会を運営していく立場からしても皆さんから募っても中々出てきません。では、どのようにするのかという親の場合はお互い持ち回りするうえでも都合のいい時を選んだり、できる人たちの中でもアンケートを取って、できる方に順番にやっていただきましょうとかアンケートを取ってきっかけを作っています。

今回地域計画を作る上でも、皆さんに地区の問題点をと言っても声は上がりません。全世帯にアンケートを配布し、回答を得るような努力をしました。その結果、どういうところが問題なのか、どういうところがいいところなのか出てきましたし、関心を持っていただくことができました。というところから考えると先ほど小林さんからご提示ありましたものと同じ形ではないかもしれませんが、柴田地区の特徴を生かした公募制度の中での一つの手法になると思います。

先ほど佐藤委員がおっしゃったように実際やってみると心配な点があると思えますけど、自分で少なくともインターネットを開いてみたり、町はどのようになっているのかな、まちづくり条例や議会を見てみたりときっかけ作りにはなりました。それで、関心がないと思っけていても実際の生活の中で地域とのかかわりがあったのだなというきっかけには良いと思いました。

それと、志子田委員からの推薦制度があると先ほどおっしゃっていましたが、その推薦という形をどうやって生かしたらいいのかとか、そういうことが頭の中で浮かび、澤田委員のように話し合いをどのように仕上げて、その声、素晴らしい人材をどのように上げていけるかというのは私は形にはならないですが、そういう三つの方向性が生まれてくると色々な人たちが出てくる可能性があるのではないかと感じました。以上です。

澤田委員 : 条例とか制度というのは作れば作ったでいいですけど、それを使いこなせる人が重要になってくるわけです。では実際にだれが運用するかというと地域の人です。だから、地域の中で色々なことに携わっている人たちが、公募があった時にいってやってみようと思うような下地作りも地域活動を通じて色々できるじゃないですか。

そういう意味で地域というところが一番原点にあって、そして制度や条例を使いこなせる人がそこにいるという地域はやはり活性化します。だから、ただ作っていいではなくてそのあとに本当にそれが使い勝手が良いいかどうかの検証をこれから、この会でもやっていくと思っけていますけど、そういう意味ではまず根っこをしっかり押さえておかないと公募の問題も地域活性化の問題も出てこなくなってしまう。

今は審査会などの公募による住民参加のあり方についての検討だから、その辺も含めて考えるといいのではないかと思います。

遠藤会長 : どうですか、米竹委員。

米竹委員 : 私はさっきから資料1の2ページのまちづくりの参加の例のところを見て、自分はどこどこに参加しているのかと思っけてみていました。公募関係を中心に話をしているんですけど、公募と同じくらい公開というのも上にあると思っけていて、先ほど町の方にお伺いしたら情報を公開して皆さんにお知らせして、実際に何かするときには反応を活かすというように言っていましたけど、一方通行ではないかと思っけていました。

そしてまちづくりの参加の例をみると、行政運営において、パブリックコメントや町長へのメッセージなど意見を表明することの参加とありますが、意見を表明したいときは、例えばこの会や公開されている他の会なり、そういうところに参加した人の感性というか、町に色々ある情報で思ったことはこういうところで表明するのかと思っけていました。

例えば私がこの会に初めて聞きに来てただ帰るのではなくて、こんなことがひっかかったことがあったら、地域に行って返すわけでもないし、私が所属している団体に言うのでもないし、こんなところで意見表明なのかと、距離が遠いと感じました。

遠藤会長 : ありがとうございます。非常に難しい課題であるということですね。むずかしいというのは、行政運営と住民との間をどのようにして結ぶかということについては、非常に大きな挑戦すべき課題が多いということだと思います。

資料3に戻りまして、せっかくでございますので、いま議論がなされていたのは傍聴促進というよりも公募関係についてだったので、住民公募の状況整理をすると、まず応募する住民が少ないや再任の委員が多いという問題を抱えていて、では公募手法・基準を見直していこうということ、さらには公募を促進していくという流れだと思います。

この整理された中で、今まで出てきた議論としてはもっと住民の根っこに対してアプローチをする。例えばアンケート、初めは10%だったかもしれませんが努力すれば70%になる、そうすればかなり論点として幅広く住民の関心を高めていく方法、あるいはその方法だけでなくそれを高めていけばより関心を持っていただけるし、関心もつかめるという一つの例示だったのではないかと思います。そういうことであるとアンケートのような手法をもっと拡充して住民公募の問題に活用できないかどうかという一つの課題点があったと問題を整理させていただきたいと思います。

その次に澤田委員から地域に公募制度を動かせる人がいないといけないという意見をいただきました。このところをもう少し詰める必要があるだろうということです。ではなんなのか、ということで例えば地域の推薦とか、あるいは色々な手法を議論していくということではないかというように論点を整理させていただければと思います。はい、澤田委員。

澤田委員 : 今行政区が42区あります。行政区の区長を通してその行政区から1人でも2人でもいいから公募だしてくれという流し方もあります。行政区の中には各専門家がいますからその関連のある審議のときにはでてきてくれという形で一応候補という面では出てくると思います。そういう手法もありますから、やっぱり行政区の一番根っこの地域にどンドン流して行って、チラシやお知らせ版に載せるだけではなくて、直接区長を通して行政区に訴えかけていくというやり方が一番ベターではないかと思います。

遠藤会長 : ありがとうございます。それが一つの有効な手法ではないかという強いご示唆であるということではないかと思います。あとは、話の中身を擦り上げる方法をもうちょっと可視化していくべきではないか、それも公募制の問題にもそれを活用していくというのが志子田委員のご示唆として整理させていただきたいと思います。それ以外に松川委員特にこの件についてご発言がないですが、新しい住民として槻木の町の外から来た方としてのコメントがあればと思います。

松川委員 : 私も澤田委員の考え方と同じなのですが、たしかにお知らせ版で公募のことが載っていますけども、それだけでは中々応募する人がいないということで、行政区の地区内で誰かしらというような方法が一番人数とかも含めあつまりやすいのではないかと考えております。

遠藤会長 : ありがとうございます。確認したいのですが、審議会の公募制の問題はこのまちづくり審議会だけではなくて全体の審議会で議論しているということですね。

小林主任主査 : はい、そうです。

遠藤会長 : そういうことでございますので、土俵が非常に広いのですがその辺はよろしく願いします。そうするとその公募の手法と基準のところについてかなり具体的な問題提起があったと思いますけど、他にどうぞ。もしかしたら他の地域の方々はスムーズに横のつながりなどがあるのかもしれませんが、比較的新しい地区となりますと中々皆さん手を挙げて頂けない状況の中で、区長さんも町内会長さんも苦労しています。

村山委員 : いま澤田委員と松川委員から地域、行政区でとおっしゃったのですが、私の地域の29D区では町内会でも名乗ってくれる方はいません。それにさらに区長さんの仕事が増えるという言い方をしては大変申し訳ないですが、みんなのことでありながら、やはり苦労するのは区長さんというのはどういうものかなと思ひまして。その辺もう一度検討の余地があると思います。しかももし地区にまかせるという言い方をしたら大変申し訳ありませんが、やはり余計に偏った方が出てくる可能性が高いのではないかというように思いますのでやはり無作為というのはある意味公募という形での新たな芽は捉えられる、なおかつ一般公募も取る、推薦を取り入れるというのであればもう少し公平な立場の人があつまってくると私自身は感じております。

遠藤委員 : ありがとうございます。どうぞ、澤田委員。

澤田委員 : 行政区で流すということは柴田町全体に流すことと同じになります。そういう中で区長が探して、いなければそれはそれでいいと思います。行政区の中でこの審議会に出る人いないかと探して、行政区内に専門部が3つか4つありますので、そういうところに落とします。そして、その専門部会の中でまた議論になります。そういう形で吸い上げれば絶対出てこないはずはないと思います。

遠藤会長 : いま議論が、異なった視点からの提起がされました。言い換えると、多様な公募委員の選び方というものがあるということだと思ひます。ただその場合に、地区を踏まえて推薦ということについて非常に強い議論があったということにしておきたいと思ひます。あらゆる審議会ということになりますと業界の関係もありますし、地域の関係もありますし、年齢もありますし、且つその問題に関して学識という点もあります。そういった椅子に委員の公正面も考えながら色々実効性のある公募制を導入し、作ったからには本当に住民参加につながるようにしていかななくてはならないということが大きなポイントではないかと思ひます。

そういう視点で今日は資料3のところについて大体の荒々の異議があったということにして2回目以降深掘りしていくということではいかがでしょうか。

佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 : お願いが一つありまして、今日何を議論するのかと前から思っていたのですが、非常に難しい内容でこの資料が二日前か前日に届いて、とても準備する期間がありませんでした。だからできるだけ予習できる時間をいただけないかと思います。

遠藤会長 : そういうご要望がありましたのでよろしく願いいたします。

小林主任主査 : はい。

遠藤会長 : それで、次の議題といたしまして、その他 27 年度以降の審議会についてということをお願いします。

小林主任主査 : 先ほどの資料の件については大変申し訳ございませんでした。もう少し早くご用意いたします。

その他平成 27 年度以降の審議会についてということですが、今回先ほど藤原班長の方から今回の議題を 2 回か 3 回ということで、3 回くらいをめぐりにまとめていきたいということでした。今日荒々の議論をいただきまして、ある程度方向性や可能性をいただきました。会議録なども整理しつつ今日の議論を元にもう少し検討しやすくなるような骨子的なものができれば案というもので議論していただくか、それとも、今日の資料 3 で意見が出ていない項目もありますので、そちらをもう少し詰めて頂くか、もうすこし審議内容を整理させていただきたいと思います。

平成 27 年度、参加のあり方ということで、もう少し深掘りして、骨子というか骨子プラス前回のまちづくり提案制度ですとか、まちづくり推進センターですとか、住民投票制度とかは、条文までみなさんに見て頂いて、こういうような形で進めていきたいというところまでありましたので、こちらについてもわかりやすく議論するには骨子ということになりますが、こういうような内容ですのでご意見いただきたいというようなところまでいきたいと考えておりました。

そのあと前回の議論で頂いておりました地域計画に基づく地域づくりの状況ということはこの後にやると皆さんから意見をいただいております。ぜひ平成 27 年度中にそちらに入っていけるようにやっていきたいと思います。各地域から実績報告が出ておりますので、色々報告できることもあります。進んでいるところはものすごく元気にやっているところもあります。少しさびしいところも、もちろんあります。その辺について情報提供しつつさらに地域が元気になる仕組みですとかやり方についてご意見いただければと思います。27 年度についてということで以上でございます。

遠藤会長 : では最後に私の方から、実は言いますと名前を言っていいかわかりませんが、私宛に要望書が参りました。さっき、複数の委員からほぼ同様の意見が審議会の委員ないしは会長あてに来ていたということです。コピーがないのでご紹介させていただきます。

前回の審議会を傍聴いたしまして、ぜひ審議会のあり方を改善していただきたくここに要望書を提出しました。前回新しい審議委員より何をすることが審議委員としての務めなのか、と発言がありました。この質問に対して会長から明快な回答がなかったと思います。そこで①地方自治法第202条の3、第1項により担当する事項について審議または調査を行う。審議とは調べ、論議すること。調査とは事実関係を調べること。以上の任務を果たすことにより、行政全般について町長に諮問することを明快に提起していただきたいということでございました。この件については今日の議論の中で明確になりましたので、前回私がきちんと明快な回答をしなかったのかもしれませんが、この件は今回確認されたということで今後よろしくお願いします。あと調査について不明確であったので、その実施内容について会長より委員に明確な説明をお願いしたい、ということでございます。この調査について不明確という調査というのは、事務局どのように考えますか。事実関係を調べること、広辞苑で調べるところということなのかもしれませんが、もう少しお願いします。

小林主任主査： この審議会で調査といいますと審議会等の今の状況についてということで、そのデータや実績などについてまず把握をするということ、そしてそれについて考察をしていただく、そして皆様色々考えがあるでしょうからそちらについてご意見をいただいて取りまとめて頂くということを考えておりました。

遠藤会長： 調査につきましては審議会の委員の方は日々町の色々な動きというものについてアンテナを立てて色々この場で意見や解決できるような努力をしていただくと、場合によって今日は13万人の0.何%ですとか18万5千人の0.何%ですとかいうのも大きな調査活動ではないかと思えます。本当に村山委員ありがとうございました。ということで、一つの事例が示されましたのでそういう形でこの審議会の全員で努力をしていきたいと思っております。

あと、2番目として第5次柴田町総合計画後期基本計画の草案において町より本条例に関する個別政策が謳われておりました。以上の総合計画に対する当審議会の諮問が実現促進に寄与すると多大なります。したがって、まず実態調査が必要だと思います。基本条例に基づくまちづくりが適切に行われているか住民側からと行政側からの検証が必要であるということでございます。

この点につきましては今後の議題の設定とこういうものの扱いに関して、各委員がこういう意見が住民の方から出てきたと私の方に報告いただきまして今後の議題の設定の際に、諮問事項もありますのでそれとの関連を踏まえまして行政当局と調整しながら私の方で捌かしていただきたいと思えます。あと、条例の見直しをお願いしますと、前文が非常にすっきりしていないという部分がありますので、この件につきましてはこういう意見を非常に貴重なものとして承って、前文自体をどういうふう理解するかということについて色々経験を付与していく必要があるのではないかと思います。

いずれにしても、こういった町民の方から審議会の委員ないしは審議会宛てにこういった意見が出るというのは私は非常にありがたいことだと思います。まさに公



開の原則に則して町民の方々自体が参加をされてきたというのは、今日の参加の意味は町長がある政策についてプランニングする際にそこに意見を色々反映するために審議会が論議するという機能があると思います。

そこにさらに各住民の方々から色々な意見が出されて、きてそれを各委員の方が咀嚼して対応されるということで意味のあることではないかと思います。ただし、よくよく考えてみますと、非常に極端なケースですがある固有のものすごい利害関係を持って、ものすごく力を持っていてあるいは端的にいうと法的にも色々問題があるような方からの接触があるとなると、これは審議委員自体が自由にものを発言できなくなるケースも十分に考えなくてははいけません。これは極端な例ですが、今回のケースがこれにあたるとは一切言いませんが、そういうケースを私は審議会の会長として非常に注意深く見ていかなくてははいけないと考えております。したがって、こういうことにつきましての意見は非常に歓迎するが、意見の内容については会長にご報告いただき会長としてこれについては非常に妥当性、公平性、建設性、持続性があるかを判断させていただきまして、この審議会の中で預かっていきたいと思っております。

ということで、まさにこの審議会の冒頭で私が申し上げたように身の丈に合った自前での、自助でのまちづくりというのが非常に重要だと思います。そういう努力の一環として続けていきたいと思っております。よろしくお願ひします。通常副会長に締めあいさつをお願いするのですが、今日は副会長がいらっしゃらないのでこれで締めあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

## 5. 閉 会

以上で、全ての議事を終了したので、会長は午後5時00分閉会を宣言した。

本会議の顛末を記載し、その内容が相違ないことを証するため、次のとおり署名押印する。

平成27年 6月 4日

会議録署名委員 松川 純一

会議録署名委員 志子田 清蔵